

令和 6 年 9 月 19 日

市政記者クラブ 様

緑区保健福祉センター福祉部民生子ども課
担当：片岡（電話：625-3959）

緑区役所における個人情報が含まれる文書の誤送付について

緑区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、生活保護法第 63 条返還金納付書（以下、「納付書」という。）の誤送付がありましたので、下記のとおりご報告いたします。
※生活保護法第 63 条（費用返還義務）・・・被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

記

1 発覚年月日

令和 6 年 9 月 13 日（金）午前 11 時 40 分頃

2 概要

9 月 13 日（金）午前 11 時 40 分頃生活保護を受給している A さんから「生活保護法第 63 条に基づく生活保護費の返還についての通知書（以下、「通知書」という。）が届いたが、同封されていた支払い用の納付書は B さんのものであった。」と電話で申し出があり、同日午後 6 時頃 A さん宅に訪問したところ誤送付が判明しました。

また、同日午前 11 時 45 分頃に同時期に同文書を送付した B さんに電話連絡し、ご都合を伺ったうえで、17 日（火）午後 6 時頃に訪問したところ、B さんに届いた通知書に A さんの納付書が同封されており、誤送付を確認しました。

3 誤送付した書類及び漏洩した個人情報

(1) 誤送付した書類

納付書

(2) 漏洩した個人情報

A さん及び B さんの氏名、住所、生活保護費返還にかかる納付すべき金額

4 対応

9 月 13 日（金）午後 6 時頃に A さん宅、9 月 17 日（火）午後 6 時頃に B さん宅に訪問して状況を説明するとともに謝罪及び書類の回収をいたしました。

5 原因

職員はAさんとBさんの通知書及び納付書を発行して封筒に入れる作業中に、電話対応等で作業を中断したことで、机の上にあったAさんとBさんの通知書と納付書を封筒に入れ違いにしまいました。また、ダブルチェックを担当した職員は、封筒の中に三つ折りとなった通知書に挟みこまれていた納付書のチェックをしないまま送付手続きをしてしまったものです。

6 再発防止策

次の方法を徹底することにより書類の誤交付を防止します。

- ・職員は送付書類を封筒に入れる際は、電話対応等は他の職員に任せ、送付作業に専念することとします。
- ・ダブルチェックをする職員は、書類の中身を全て取り出して、改めて送付書類のチェックを行うようにします。
- ・全職員に対し、個人情報の取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努めます。